



平成 19 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社オーエー・システム・プラザ
代 表 者 代表取締役社長 大喜章徳
(JASDAQ・コード7491)
問い合わせ先 執行役員総務部長 岡田晃生
電 話 番 号 052-263-8650

業績達成行使条件付新株予約権の付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 22 日開催の取締役会において、業績達成行使条件付新株予約権に関連する議案を、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社の今後の事業戦略の展開方針としては、引き続き IT のワンストップソリューションを提供し、他のパソコン専門店や家電量販店にない強みで差別化を図ることを継続することにより、「より良いものを、より安く、より便利に」をモットーとして、充実した製品ラインナップやリーズナブルな価格設定はもちろん、お客様の生活にもフィットする商品の提案にも力を入れ、今後もパソコンユーザーに対するサポート業務に注力を続けることにより、安定した収益獲得も目指す所存です。また、IT・デジタルメディア・コンテンツ事業は国際的なネットワークを活かし、IT・メディアにおける総合的かつ統合的なコミュニケーションサービスを提供してまいります。

当社が作成した中期計画の具体的な内容に関しては、当社親会社である株式会社アポロ・インベストメントが平成 19 年 4 月 25 日付にて開示いたしました『「新中期事業計画」策定に関するお知らせ』の中で発表しておりますが、当社としましては「新中期事業計画」達成のための施策として、増収・増益に向けて店舗のスクラップアンドビルドを効率的に行い、中部地区へのドミナント出店を目指し、また他のパソコン専門店や家電量販店との差別化を図ってまいります。

上述したような施策による「新中期事業計画」達成のため、当社役員および各事業の統括・責任者に対しては業績に対する責任を明確にすると同時に、目標達成意識を高めるため、報酬形態を業績連動型とし、インセンティブプランとして業績達成行使条件付新株予約権の付与を行うことといたしました。

会社法施行後においては、取締役に対してストックオプションとして割当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置付けられたことに伴い、当社取締役に対する付与分に関しては、平成 19 年 6 月 26

日開催予定の当社第 25 回定時株主総会議案として付議する既存の報酬および金銭の払込みを伴わないストックオプション報酬とは別枠にて、取締役の報酬等について提案いたします。

業績達成行使条件付新株予約権の概要

一 趣旨

当社親会社である株式会社アポロ・インベストメントが平成 19 年 4 月 25 日開示の「新中期事業計画」に掲げた当社目標達成のためのインセンティブ・プラン

一 基本方針

各役員および各事業の統括責任者が責任を持つべき事業範囲を個別に明確にする。当社の親会社である株式会社アポロ・インベストメントの「新中期事業計画」において掲げた利益計画数値に対する達成率と達成率に応じた行使割合を設定し、役員報酬との関係を明確に定義することにより、各々の利益意識を高め、業績や株価を意識した経営を動機づける。

一 付与対象者

オーエグループを構成する当社および当社子会社の取締役

一 発行価額

有償（時価発行）とし、全額金銭の払込みを要する。発行価額は、発行時における当該新株予約権の価値算定を第三者機関に依頼し、その算定された価額を参考に決定する。

一 評価指標

株式会社アポロ・インベストメントの「新中期事業計画」に掲げた平成 20 年 2 月期*の経常利益および税引前当期純利益金額

一 権利行使条件

対象者ごとに対象会社を定め、平成 20 年 2 月期*の損益計算書における経常利益、税引前当期純利益の実績値その他割当契約で定める値の単純平均値を株式会社アポロ・インベストメントの「新中期事業計画」における平成 20 年 2 月期*の損益計算書における経常利益および税引前当期純利益の計画値その他割当契約で定める値の単純平均値で除した商が次の各号に定める場合、当該対象者に割当てられた本新株予約権の総数に当該各号に定める割合を乗じた数を超えて、本新株予約権を行使することができないものとする。

(イ)	1.0 未満	0 (行使できない)
(ロ)	1.0 以上 1.2 未満	50%
(ハ)	1.2 以上 1.5 未満	75%
(ニ)	1.5 以上	100%

一 権利行使開始日

平成 20 年 2 月期*の計算書類が、第 26 回定時株主総会で株主に報告された月の翌月 1 日からとする。

*平成19年3月期の第25回定時株主総会において定款一部変更に関連する議案が承認されることにより、今期から決算期（事業年度の末日）が2月末に変更となります。

1 提案の理由

株主の視点を取り入れることにより、当社および当社子会社取締役が株価を通じて当社グループの業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、以下記載の発行要領に基づき新株予約権を当社および当社子会社取締役に付与することとします。

2 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社および当社子会社取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社取締役を付与対象とする新株予約権については、当社普通株式 50,000 株を上限とする。

当社子会社取締役を付与対象とする新株予約権については、当社普通株式 250,000 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

当社取締役を付与対象とする新株予約権は 50 個を上限とする。

当社子会社の取締役を付与対象とする新株予約権は 250 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的である株式数は 1,000 株とする。

(4) 新株予約権の払込金額

未定。

1 株あたりの払込金額は、発行時における当該新株予約権の価値算定を第三者機関に依頼し、その算定された価額を参考に決定する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

未定。

1 株あたりの行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、付与時の地位と同一であるか当社グループの取締役であることを要する。ただし、解任によらない退任、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ② 株式会社アポロ・インベストメントの「新中期事業計画」に掲げた各対象会社のうち割当契約において定めたものにかかる平成 20 年 2 月期の損益計算書における経常利益、税引前当期純利益の実績値その他割当契約で定める値の単純平均値を同計画における平成 20 年 2 月期の損益計算書における経常利益および税引前当期純利益の計画値その他割当契約で定める値の単純平均値で除した商が次の各号に定める場合、新株予約権者は、当該新株予約権者に割当てられた本新株予約権の総数に当該各号に定める割合を乗じた数を超えて、本新株予約権を

行使することができない。

(イ) 1.0 未満	0 (行使できない)
(ロ) 1.0 以上 1.2 未満	50%
(ハ) 1.2 以上 1.5 未満	75%
(ニ) 1.5 以上	100%

③ その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権の全部を発行価額相当額にて取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。

(11) 合併時の新株予約権の承継の方針等（当社が消滅する場合に限る。）

合併契約書に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併比率に応じて新株予約権を交付するものとする。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議によりこれを定めるものとする。

(注 1) 上記の内容については、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 25 回定時株主総会において、当社の取締役に対して発行する業績達成行使条件付新株予約権に関する議案および当社子会社の取締役に対して発行する業績達成行使条件付新株予約権に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(注 2) 平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 25 回定時株主総会に本議案を提案する場合には、会社法の規定に則った内容に修正する場合があります。

以 上